

誰もが安心してくらしを暮らすまちを目指して

高島市地域福祉計画策定中

◆地域福祉計画とは

核家族化、高齢社会の進展など私たちを取り巻く社会環境が急速に変化しつつあり、また、それに伴いさまざまな問題が起これてきています。

「高島市地域福祉計画」では、これからもずっと住み慣れたまちに住み続けたいと思えるようなまちのあり方について考えるため、こうした問題に行政と市民の皆さんや各社会福祉事業者、ボランティア、NPOの方々とともに取り組み、地域の皆さんがそれぞれの立場で地域福祉を軸とした「市民参加」による支え合いができる地域社会づくりを目指します。

計画の策定は平成19年3月末を予定しており、来年1月に計画素案に対するパブリックコメント（意見募集）を予定しています。

◆計画で目指すものは何？

計画では次のテーマをもとに、よりよい地域社会のしくみづくりを考えます。

●地域の安全を守るためには？

地震・大雪等自然災害発生時における地域での対応や子どもの見守り活動等防犯の問題を考えます。

また、誰もが参加しやすいボランティア活動のあり方を考えます。

●よりよい地域での助け合いができるためには？

一人暮らしの高齢者や障害者等の方に対する見守り活動や地域での助け合いを考えます。

●地域活動・地域組織を支えるためには？

NPO・ボランティア活動の育成・地域組織のしくみづくりを考えます。

地域福祉活動は市民の皆さんが主役です

今、身の周りで起こっている身近な問題をお聞きするために「安心してくらしを暮らす地域づくりこんだん会」や「アンケート調査」によりご意見をお伺いしました。

- 安心してくらしを暮らす地域づくりこんだん会
今年2月から3月にかけて開催し、延べ400人近くの方から3,000件近くのご意見をいただきました。
- アンケート調査
市内在住の方のうち1,500人の方を対象にアンケート調査を実施し、900人近くの方からご意見をいただきました。



こんだん会開催の様子

現在市民の方から公募しました「高島市地域福祉市民会議」のメンバーの方が中心となり地域の課題解決に向けてご検討をいただいています。

コミュニティバスの障害者割引



10月1日から一部の路線を除き、コミュニティバス料金が1乗車220円に統一されましたが、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳を提示することで運賃が半額の110円に割引されます。

◆運賃減額の種別により次のとおり割引されます。

- 〈第1種〉
 - ・介護人同乗のときは、本人・介護人（1人）とも50%割引
 - ・定期券は本人・介助者（1人）とも30%割引
 - 〈第2種〉
 - ・本人のみ50%割引
 - ・定期券は本人のみ30%割引
- ※コミュニティバスを利用される場合は、手帳を携帯ください。
- ※障害者割引は、乗合バスにも適用されます。
- ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方には割引制度は適用されませんのでご注意ください。（社会福祉課）

市税や県税の納め忘れはありませんか？

市と県では、12月を県内共通の「滞納整理強化月間」と設定し、事情なく滞納されている方に対して、一斉に重点的な滞納整理を行います。

納税に応じていただけない場合は、給与や預貯金などの財産を差し押さえるなど滞納処分を受けることになりますので、も

う一度、納め忘れがないかお確かめください。

皆さんから納めていただく市税や県税は、福祉・環境・教育など地域住民の皆さんへの身近な行政サービスを提供していくために必要な大切な財源となっています。納期限までに正しく納税しましょう。

納税相談は左記までご連絡ください。

- 市税
高島市役所税務課納税担当
☎(05)8116
 - 県税
滋賀県高島県事務所税務課納税担当
☎(02)6017
- (税務課)

上下水道使用料は納期限内に納付してください。

上下水道使用料については、使用水量に基づく受益の負担金として、奇数月に下水道使用料を、偶数月に水道使用料を月末の納期限までに納めていただくこととなっておりますが、納期限を過ぎても使用料を納めないでいると、納期限後20日以内に督促状が送付され、1通につき1000円の手数料が加算されます。さらに電話や文書による催告を受けることとなります。

◆給水制限・給水停止を実施します。

上下水道使用料の徴収金の滞納を一掃するため、特に長期・高額未納者に対しては、滞納

者との個別接触により早期回収を行い、場合によっては、債務不履行に対する手段として、給水条例等に基づき、給水制限・給水停止等を実施します。下水道につきましても、下水道管等の閉塞により、使用を制限させていただくことがあります。

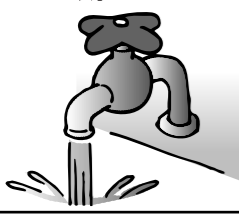
また、市からの納付指導等の呼びかけに感じなかった滞納案件については、給水制限のほか支払督促等の法的措置により給与、預貯金等の財産を差し押さえるなど厳正な債権回収を行う場合があります。

なお、災害や病気など特別な理由で使用料金を納期限内に

◆「使用休止」の届出はお忘れなく

転居等で長期間、上下水道を使用されない場合は、それぞれ「使用休止」の届出をしてください。届出がない場合は、引き続き基本料金を徴収させていただきます。

上下水道事業は、皆さんの使用料金により運営されています。必ず納期限内に納めましょう。



住民基本台帳の閲覧制度が改正されました

個人情報保護や犯罪防止のため、住民基本台帳法が改正され、11月1日から閲覧制度が変わりました。主な改正内容は次のとおりです。

- 閲覧は次の場合に限定されます
(1)国または地方公共団体の機関が法令の定める事務のために閲覧する場合
- (2)次の活動を行うために閲覧することが必要であり、市長が認める場合

統計調査、世論調査、学術研究その他調査研究のうち公益性が高いと認められるもの
公共団体が行う地域住民の福祉の向上のための活動で公益性が高いと認められるもの
偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等閲覧者の情報の取り扱いについても厳しくなりました。

●閲覧者の氏名、利用目的の概要等について公表します。

なお、高島市におきましては、改正以前から滋賀県における統一した取り扱いで営利目的等の閲覧は認めておりません。

問 市民課 ☎(05)8125